

軽費老人ホームケアハウス博愛みちしお
運営規程

社会福祉法人 博愛会

軽費老人ホームケアハウス博愛みちしお

運営規程

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会が設置する軽費老人ホームケアハウス博愛みちしお（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適性且つ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、利用者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設運営については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性尊重を基本として、利用者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

(利用者の定員)

第3条 施設の利用者定員は50名とする。

(利用者の資格)

第4条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。但し、夫婦の場合は、いずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- (2) 身体機能の低下が認められ、又は高齢者のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居できない者及び自炊等に困難、不安のある者。
- (3) 伝染病疾患及び精神病疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- (4) 介助を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者。
- (5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料等が負担できる者。
- (6) 確実な保証能力を有する身元保証人が2人定められること。

(利用料等)

第5条 施設の利用料等の額は、国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

- (1) サービス提供費
- (2) 生活費（11月～3月は別途冬季加算あり）
- (3) 居住費 27,700円（1ヶ月あたり）
- (4) 光熱費 実費

第二章 職員及び職務

（職員の区分及び定数）

第6条 施設に次の職員をおく。

- (1) 施設長 1名（兼任）
- (2) 生活相談員 1名
- (3) 介護職員 1名
- (4) 調理員 4名（兼任）

（職務）

第7条 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。

- 2 職員は、上司の命を受けて業務に従事する。
- 3 生活相談員は利用者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事する。
- 4 介護職員は利用者の援助並びに清掃を行う。
- 5 調理員は栄養士と連携し、利用者の給食調理業務を行う。

第三章 入居及び退居

（入居の申込み）

第8条 施設への入居希望者は、入居申込書（別紙1）を提出しなければならない。

- 2 施設は、利用申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、利用申込者名簿に記入し、登録するものとする。

（入居希望者の面接調査）

第9条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

- 2 前項の調査は生活状況、家庭状況等について詳細に聴取すると共に、健康診断書（別紙2）の提出を求め、健康状態を把握するものとする。
- 3 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、又、入居を不適と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第10条 入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書
- (2) 健康診断書（別紙2）
- (3) 身元保証書（別紙3）
- (4) 収入証明書（年金証書の写し）
- (5) その他、施設長が特に必要と認めた書類

(利用者台帳等の整備)

第11条 利用者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退居)

第12条 利用者は退居しようとするときは退居届（別紙4）を提出しなければならない。

(死亡)

第13条 施設長は、利用者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居の取消)

第14条 施設長は、利用者が次の各号に該当するときは、入居を取消することができる。

- (1) 不正又は、偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当の理由なく利用料を滞納したとき。
- (3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (4) 身体又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障をあたえる恐れがあると認められたとき。
- (5) 前各号のほか、施設での生活が不相当と認められたとき。

第四章 利用者に対する処遇

(基本原則)

第15条 利用者の処遇については、老人福祉法の理念に基づき、利用者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(相談、助言等)

第16条 利用者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、

必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事)

第17条 利用者に対して毎日三食を給し、老人に適した食事を提供するものとする。

但し、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくても良いこととする。

2 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

(入浴)

第18条 入浴は隔日以上とし、利用者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

2 原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。

(生活援助)

第19条 利用者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。

2 利用者が入居後において心身の故障等で家事等が独力でできず、又、病気等で介護者が必要となった場合には在宅福祉サービスが受けられるよう迅速な措置をとることとする。この場合、所要の費用は利用者の個人負担とする。

(保健衛生)

第20条 利用者の定期健康診断は、毎年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

2 利用者の健康保持にあたっては、特に老人特有の疾病の防止に努めるものとする。

3 利用者に対し、随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

第五章 利用者の規律

(入居者心得)

第21条 施設長は、利用者が守るべき入居者心得を利用者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

(心得の遵守)

第22条 施設長は、施設の円滑な運営を図るため、利用者が入居心得を遵守し、施設の諸行事、事業等に積極的に参加協力するよう指導することとする。

(外出及び外泊)

第23条 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、外出簿又は、外泊簿に所要事項を記入し、届け出るものとする。

(来訪者)

第24条 利用者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記入し、届け出るものとする。

2 来訪者が宿泊しようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

(健康保持)

第25条 利用者は、常時自ら健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

(環境整備)

第26条 利用者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃等の環境整備には積極的に協力することとする。

(身上変更の届出)

第27条 利用者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第28条 利用者は相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(居室内の工作)

第29条 利用者は、施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(損害賠償)

第30条 利用者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、利用者が、常に防災に心

掛けるように指導しなければならない。

(火気取締)

第32条 施設長は、職員の中より消防法に定める防火管理者を選任しなければならない。

第七章 夜間等の管理体制

(隣接施設の協力)

第33条 施設長は利用者等の安全と緊急時に対処するため、隣接する関連施設（宿日直員常勤）の協力を得るため、非常通報装置等を連結設置し、常時緊急対応できるよう万全体制を講ずるものとする。

第八章 雑 則

(虐待の防止等)

第34条 施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 施設職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化)

第35条 施設は、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、当該利用者又はその家族に対してその内容等を詳細に説明し、同意を得たうえでその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域社会との連携)

第36条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

(補 則)

第37条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は施設長が別に定めることができる。

2 この規程を改正、廃止しようとするときは社会福祉法人博愛会理事長の決裁を経るものとする。

附 則

この規程は平成16年12月 1日より施行する。

附 則

この規程は平成17年10月 1日より施行する。

附 則

この規程は平成18年 5月 1日より施行する。

附 則

この規程は平成22年 7月 1日より施行する。

附 則

この規程は平成23年 5月 1日より施行する。

附 則

この規程は平成24年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は平成25年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は平成26年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は平成27年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は平成28年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は平成29年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は平成30年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は平成31年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は令和 元年 5月 1日より施行する。

附 則

この規程は令和 2年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は令和 4年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は令和 6年 4月 1日より施行する。